

「きたがわ荘居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(延岡市指定 第4572100115号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 事業者 | 2 |
| 2. 事業所の概要 | 2 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 | 3 |
| 4. 職員の体制 | 3 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4 |
| 6. サービスの利用に関する留意事項 | 7 |
| 7. サービス提供における事業者の義務 | 7 |
| 8. サービス利用をやめる場合 | 8 |
| 9. 秘密保持について | 9 |
| 10. 損害賠償について | 9 |
| 11. 苦情の受付について | 9 |
| 12. 事故発生時の対応について | 9 |

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊寿会
- (2) 法人所在地 宮崎県延岡市北川町長井5565番地8
- (3) 電話番号 0982-46-3065
- (4) 代表者氏名 理事長 柳田 正幸
- (5) 設立年月 平成5年8月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
- (2) 事業の目的 高齢者が自立した生活を送れるよう、又介護が必要な人に対して介護相談、介護計画等を支援する。
- (3) 事業所の名称 きたがわ荘居宅介護支援事業所・平成11年8月26日指定
延岡市第4572100115号
- (4) 事業所の所在地 宮崎県延岡市北川町長井5565番地8
- (5) 電話番号 0982-46-2525
- (6) 事業所長（管理者）氏名 赤木 由佳里
- (7) 当事業所の運営方針
 - * 要介護者等可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、福祉、保健医療サービスが総合的に提供されるよう介護相談、介護計画等を支援する。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・ 高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくための相談
その人、その家族に合った福祉サービスを一緒に考え、毎日の暮らしをお手伝いします。

また、サービス事業者の選定または推薦にあたり、介護支援専門員は利用者またはその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 延岡市全域

(2) 営業日及び営業時間

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 12月30日～1月3日、国民の祝日等を除く |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| サービス提供時間帯 | 月～金 午前8時30分～午後5時30分 |

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
|-------------|----|-----|------|------|----------------------|
| 1.事業所長（管理者） | 1 | | | 1名 | 業務全体の総括 介護支援専門員兼務 |
| 2.介護支援専門員 | 2 | | | 1名 | 介護サービス 計画作成等 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

ご契約者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、生活環境等を把握したうえで、介護サービス及び、その他必要な保健、医療・福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。また、ご契約者が医療系サービスの利用を希望されている場合等は、ご利用者の同意を得て主治医の医師等に意見書確認し、指示を得たうえで支援計画を作成します。

なお、ご契約者やそのご家族は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求める事が出来ます。

前 6 月間に当該指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び、地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービスに位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び、地域密着型通所介護ごとの回数のうち同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）の説明と公表を行います。

・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況は以下の通りです。

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

| | |
|-----------|------|
| 訪問介護 | 9 % |
| 通所介護 | 67 % |
| 地域密着型通所介護 | 3 % |
| 福祉用具貸与 | 75 % |

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者のよって提供された者の割合

| | | | |
|-----------|--------------------|----------------------------|-----------------------|
| 訪問介護 | 訪問介護サービスななせ 33% | 延岡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 22% | 訪問介護事業所さくら 22% |
| 通所介護 | (福) 豊寿会 88% | (有) メーブルウェルフェアサービス 4% | (株) たいよう 4% |
| 地域密着型通所介護 | (株) 世界酬 56% | (株) イキル 44% | |
| 福祉用具貸与 | (株) スマイルケア 30% | (株) 宮崎ヒューマンサービス 28% | (株) カクイックスウイング 17% |

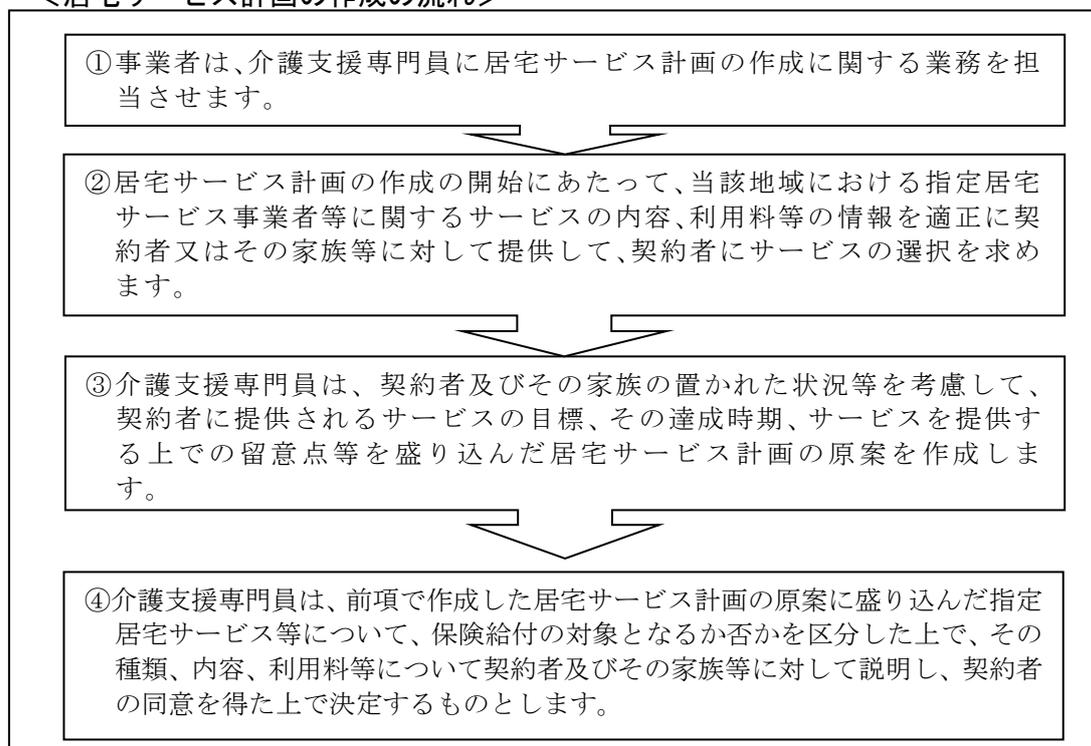
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

| 要介護度 | 要介護 1、2 | 要介護 3～5 |
|-------|---------|---------|
| 居宅介護費 | 12,490円 | 16,230円 |

（北川町は、15%の特別加算があります。）

| | | | | |
|--------------|-------------|---|----------|---|
| 初回加算 | 3000 円/回 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合または、要介護状態が2区分以上変更された場合 ※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。 | | |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 2500 円/月 | 利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。 *入院日以前の情報提供を含む *営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む | | |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 2000 円/月 | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事*営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む | | |
| 退院・退所加算 | カンファレンス参加 無 | 連携 1 回（Ⅰ）イ | 4500 円/回 | 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院、退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院または入院期間中につき1回を限定） |
| | | 連携 2 回（Ⅱ）イ | 6000 円/回 | |
| | カンファレンス参加 有 | 連携 1 回（Ⅰ）ロ | 6000 円/回 | |
| | | 連携 2 回（Ⅱ）ロ | 7500 円/回 | |
| | | 連携 3 回（Ⅲ） | 9000 円/回 | |
| 通院時情報連携加算 | 500 円/月 | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する | | |

(2) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日までに請求しますので、同月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 下記指定口座への振り込み
宮崎県農協 北川支店 口座番号 9 8 1 9 5 8 4
社会福祉法人豊寿会きたがわ荘居宅介護支援事業所
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： 宮崎県農協 北川支店

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
 - ・サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第 2 条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合

④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9. 秘密保持について (運営規程第 25 条参照)

介護支援専門員その他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。

介護支援専門員その他の職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

10. 損害賠償について (契約書第 12 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. 苦情の受付について (契約書第 17 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分 ～ 17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-------------|--|
| 延岡市介護保険課 | 所在地 延岡市東本小路2-1 電話番号 0982-22-7069 受付時間 午前8時30分～午後5時 |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地 宮崎市下原町231-1 電話番号 0985-35-5111 受付時間 午前8時30分～午後5時 |
| 宮崎県長寿介護課 | 所在地 宮崎市橘通東2-10-1 電話番号 0985-26-7058 受付時間 午前8時30分～午後5時 |

12. 事故発生時の対応について（運営規程第28条参照）

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 きたがわ荘居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

代理人

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。